

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対象	岐阜市の補助金、負担金及び交付金	結果欄の記載方法
監査実施年度	令和2年度	○、△、×のいずれかを記入
提出日(最新提出日)	令和4年3月31日	○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの
監査委員公表日	令和4年6月3日	△:検 討 中 検 討 中 の も の
		×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

令和3年度末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検 討 中	未実施決定済	合計
229	54	42	325

第2部 総論

第3 監査の結果(全体について)

3 終期の設定

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 定期的に補助金、負担金を見直し仕組みを構築する一つの方法として、各所管課に対し、交付要綱に補助金、負担金の終期を設定することを指導すべきである。	団体育成(運営)補助金及び団体事業補助金については、3年以内の終期を設定することとした。 なお、終期の設定に馴染まない負担金等については、毎年実施する補助金等見直しの中で見直しを検討していく。	○	財政部	行財政改革課	15

4 見直しシステム

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 3年毎に全ての補助金等を廃止しゼロベースで見直しシステムを策定し、実行すべきである。	団体育成(運営)補助金及び団体事業補助金については、3年以内の終期を設定するとともに、これまでの補助金等見直しフローの見直し(毎年実施する全補助金を対象とする1次評価、新設3年目等を中心とした特定補助金を対象とする2次評価の導入等)等を実施した。	○	財政部	行財政改革課	15

5 事業評価のあり方

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【意見】 各所管課の自己評価に関わりなく、全ての補助金等について第三者的に評価する方法に改めることが望ましい。	これまでの補助金等見直しフローの見直し(行財政改革推進会議(附属機関)や補助金所管課以外の課の見直しへの関与を明記)を実施した。	○	財政部	行財政改革課	16

8 任意団体の実質

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 各所管課に対し、交付先団体は、団体としての組織、多数決での運営決定等団体としての自立性が認められる「権利能力なき社団」として評価されるだけの実質を備えた団体に限るよう、指導すべきである。	交付先団体となる実行委員会の規約例を示すとともに、実行委員会等の実態を確認するよう全庁へ通知した。今後、補助金所管課に、実行委員会等の実態を把握し、適正に指導ができていくかを確認する予定である。	△	財政部	行財政改革課	18

9 任意団体と職務専念義務

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 交付先毎に実態を適切に把握し、補助金等の交付先の事務が市の職員の本来の職務といえるものについては、その理由を書面で明らかにしておくべきである。補助金等の交付先の事務が市の職員の本来の職務といえないものについては、市の職員に従事させることを止めるか、従事させるのであれば職務専念義務免除の手続きをとらせるべきである。	以下の対応について、令和3年度中に通知した。 ・各課において、従事内容を精査し、本来の職務と言える場合はその旨を書面にて明らかにする。 ・各課での精査の結果職務と言えない可能性がある場合は、職務専念義務免除の手続きをとる等の方策について、人事課と担当課で協議を行う。	○	行政部	人事課	18

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対象	岐阜市の補助金、負担金及び交付金	結果欄の記載方法
監査実施年度	令和2年度	○、△、×のいずれかを記入
提出日(最新提出日)	令和4年3月31日	○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの
監査委員公表日	令和4年6月3日	△:検 討 中 検 討 中 の も の
		×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

令和3年度末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検 討 中	未実施決定済	合計
229	54	42	325

10 実行委員会・任意団体の調査把握及び公表

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【意見】 市が事務局又は会計を担当している実行委員会・任意団体を調査把握し、一覧表を作成し、ホームページで公表することが望ましい。	他都市事例などを踏まえながら、研究している。	△	財政部	行財政改革課	19

11 説明区分

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【意見】 原則として、その補助金等がどのようなものかを明確に区分するようにし、どの区分にも属さないものというはできる限り少なくするように指導することが望ましい。	予算作成の段階で適切な説明区分を設定するよう全庁へ通知するとともに、予算見積書の作成時等において適切な細区分とするよう各課へ指導した。	○	財政部	行財政改革課	19

12 交付金及び負担金に関する規程

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 少なくとも負担金については、「補助金等ガイドライン」に記載するだけではなく、根拠規程を設けるべきである。	負担金は、補助金と交付手続きが異なるため、補助金の交付手続きを定めた、補助金等交付規則において、一括りにして手続き等を定めることは難しい。ただし、負担金の適正な運用を担保する必要があることから、負担金の交付手続きに馴染むものについては、当該規則を参考として運用するよう、補助金等ガイドラインを改定した。	×	財政部	行財政改革課	20

13 交付要綱の根拠規定

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【意見】 岐阜市補助金等交付規則において、交付金及び負担金を含め交付要綱を定めるべきこと及び交付要綱に定めるべき事項を定めた条項を設けることが望ましい。	様々な種類の負担金があることから、補助金等交付規則において、一律に要綱を定めるべきことを記載することは実施しなかった。なお、新たに、補助金の交付要綱において定めるべき事項を、補助金等ガイドラインに記載し、各補助金交付要綱においてその旨を記載するよう全庁へ通知した。	×	財政部	行財政改革課	21

14 交付要綱による手続の省略

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【意見】 岐阜市補助金等交付規則において、各々の手続毎に省略することができるための要件を定めることが望ましい。	他都市事例などを踏まえながら、研究している。	△	財政部	行財政改革課	21

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対象	岐阜市の補助金、負担金及び交付金	結果欄の記載方法
監査実施年度	令和2年度	○、△、×のいずれかを記入
提出日(最新提出日)	令和4年3月31日	○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの
監査委員公表日	令和4年6月3日	△:検 討 中 検 討 中 の も の
		×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したものと

令和3年度末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検 討 中	未実施決定済	合 計
229	54	42	325

16 余剰金の返還

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 各所管課に対し、前金払をした補助金等に余剰金が生じた場合は、戻入をすることの徹底を指導監督すべきである。	庁内の補助金検討チームでの考え方を踏まえ、庁内通知、マニュアルの改訂、研修などにより周知徹底を図った。 今後も機会を捉えて指導していく。	○		会計課	22

17 実績報告の実質化

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 各所管課に対し、実績報告では、補助対象事業とそうでない事業との区別のなされた事業報告書と補助対象経費とそうでない経費の区別のなされた収支決算書を提出させることの徹底を、指導監督すべきである。	庁内の補助金検討チームでの考え方を踏まえ、実績報告に加えて交付申請時にも補助対象経費とそれ以外の区分のなされた書類を提出させるよう全庁へ通知した。	○	財政部	行財政改革課	23
【指摘】 各所管課に対し、実績報告では、補助対象事業とそうでない事業との区別のなされた事業報告書と補助対象経費とそうでない経費の区別のなされた収支決算書を提出させることの徹底を、指導監督すべきである。	庁内の補助金検討チームでの考え方を踏まえ、実績報告に加えて交付申請時にも補助対象経費とそれ以外の区分のなされた書類を提出させることとし、庁内通知、マニュアルの改訂、研修などにより周知徹底を図った。 今後も機会を捉えて指導していく。	○		会計課	23

第3部 各論(個別の補助金等の監査の結果)

第1 実行委員会(類似団体含む)

1 特別展「川端康成と東山魁夷 美と文学の森」開催負担金

(3) 実行委員会の収入の取扱い

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 実行委員会が事業により得る収入を的確に見積らせた上で、その収入を市の歳入とみなす処理(実行委員会の配分金支出とする処理)をさせず、適切に負担金の額を算出すべきである。	実行委員会が事業により得る収入を的確に見積り、負担金の額を算出した。 令和3年度特別展「波濤を越えて」決算においては、事業により得られた補助金、協賛金及び助成金を負担金より先に経費に充当した。 また、提示された予算の積算方法については、地方自治法第210条「統計予算主義の原則」に鑑み、関係部署と確認検討中である。	△	ぎふ魅力づくり推進部	歴史博物館	25

(5) 事業評価

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 事業評価シートを作成して効果測定を行うべきである。	「展覧会」事業評価シートから「特別展」事業評価シートへ切り替えた。 効果測定並びに令和4年度以降の特別展の参考とし活用する。	○	ぎふ魅力づくり推進部	歴史博物館	27

4 イングリッシュ・キャンプinGIFU開催負担金

(1) 負担金の根拠

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【意見】 交付先団体の規約又は交付先団体との協定等において、市が負担金を拠出することの根拠となる定め、市と岐阜市教育文化振興事業団との負担割合の決定方法に関する定めを置くようにさせることが望ましい。	新型コロナウイルスの感染拡大状況を鑑み、令和4年度以降は本事業は開催しないこととした。令和5年度以降に開催する場合は、検討する。	△	教育委員会	学校指導課	33

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対象	岐阜市の補助金、負担金及び交付金	結果欄の記載方法
監査実施年度	令和2年度	○、△、×のいずれかを記入
提出日(最新提出日)	令和4年3月31日	○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの
監査委員公表日	令和4年6月3日	△:検 討 中 検 討 中 の も の
		×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したのもの

令和3年度末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検 討 中	未実施決定済	合計
229	54	42	325

6 笑いと感動のまちづくり事業負担金

(1) 負担金の根拠

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【意見】 交付先団体の規約又は交付先団体との協定等において、市が負担金を拠出することの根拠となる定め、市と他の団体との間における負担割合の決定方法に関する定めを置くようにさせることが望ましい。	負担金拠出の根拠、負担割合の決定方法の規約への記載について検討した。令和4年度以降、具体的に規約に反映させる。	○	ぎふ魅力づくり推進部	観光コンベンション課	36

(4) 効果・経済性

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 開催することによって市が所期する目的がどれだけ達成されるのか、13,000,000円もの多額の公金を支出することの費用対効果は適切といえるのか、NHK全国放映を継続する必要があるのか(費用の削減を図ることではないのか)、民間からの協賛金を増やすことはできないのか、種々の点から、本負担金の在り方を見直すべきである。	本事業を実施することで、落語の祖ゆかりの地として市民のシビックプライドの醸成につながる点、全国の学生が出場することによる宿泊・観光消費による経済効果、予選決勝の観覧客の観光消費による経済効果、またテレビ放送による情報発信効果など総合的に判断し、費用対効果は適切であると考えます。 NHK全国放送については本負担金で放送に関する経費を負担しておらず、経費削減の点からは関連性がない。経費が発生しないことを踏まえ、NHK全国放送の必要性を検討すると、全国に本市をPRする効果的な手段であると考えます。 さらには、NHKエンタープライズとの制作業務委託の仕様を見直し、経費削減を行った。また、協賛金募集をHPで情報発信するなど、新たな財源確保に努めた。	○	ぎふ魅力づくり推進部	観光コンベンション課	37

7 やないづ境川ふれあい夏祭り2019事業負担金

(1) 負担金の根拠

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【意見】 交付先団体の規約又は交付先団体との協定等において、市が負担金を拠出することの根拠となる定め、市と他の団体との負担割合の決定方法に関する定めを置くようにさせることが望ましい。	令和3年度は事業中止のため、検討の場が設けられなかった。引き続き交付先団体と方向性について検討を続ける。	△	ぎふ魅力づくり推進部	観光コンベンション課	39

(2) 前金払の理由

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 前金払の必要性が明らかとなるような具体的な記載をすべきである。	令和3年度は事業中止のため負担金請求もなかった。令和4年度は収支計画を提出させ精査し、支出決裁において前金払いの必要性を具体的に記載する方向で進める。	○	ぎふ魅力づくり推進部	観光コンベンション課	39

(3) 余剰金の返還

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 当年度の収支決算時の余剰金は返還させるべきである。	令和3年度は事業中止のため負担金請求もなかった。令和4年度は余剰金を返還させる方向で進める。	○	ぎふ魅力づくり推進部	観光コンベンション課	39

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対象	岐阜市の補助金、負担金及び交付金	結果欄の記載方法
監査実施年度	令和2年度	○、△、×のいずれかを記入
提出日(最新提出日)	令和4年3月31日	○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの
監査委員公表日	令和4年6月3日	△:検 討 中 検討中のもの
		×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したのもの

令和3年度末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検 討 中	未実施決定済	合計
229	54	42	325

8 GIFUナイトビュー事業実行委員会負担金

(1) 負担金の根拠

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【意見】 交付先団体の規約又は交付先団体との協定等において、市が負担金を拠出することの根拠となる定め、市と他の団体との負担割合の決定方法に関する定めを置くようにさせることが望ましい。	負担金拠出の根拠、負担割合の決定方法の規約への記載について検討した。令和4年度以降、具体的に規約に反映させる。	○	ぎふ魅力づくり推進部	観光コンベンション課	41

10 こよみのよふね実行委員会負担金

(1) 負担金の根拠

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【意見】 交付先団体の規約又は交付先団体との協定等において、市が負担金を拠出することの根拠となる定め、市と他の団体との負担割合の決定方法に関する定めを置くようにさせることが望ましい。	こよみのよふね実行委員会は、以前は民間団体だけの資金で運営していたが、資金調達で難しくなったため、県と市が実行委員会の収支状況を鑑み必要性を毎年度判断し、不足分を補填する形で拠出している。また、市は民間団体だけの資金で運営できるよう促している。 このような状況のため、市が負担金を拠出することの根拠、負担金額及び負担割合を明記することは、機械的に負担金を継続して支出することにつながるため定めを置くことは適切ではない。	×	ぎふ魅力づくり推進部	文化芸術課	47

11 長良川ツーデーウォーク開催負担金

(1) 余剰金の返還

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 当年度の収支決算時の余剰金は返還させるべきである。	長良川ツーデーウォーク実行委員会財務規程の一部改訂を行い、当年度の余剰金は負担金を拠出した団体にその負担割合に応じて返還した。 また、年度当初の運営費は前年度に次年度開催負担金として予算計上し、実行委員会へ支払うことで確保することとした。	○	保健衛生部	健康増進課	49

(2) 効果・経済性

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【意見】 市民の健康づくり啓発という目的を外し、岐阜市の観光資源等のPRという目的に絞った効果測定を十分に行うことが望ましい。	岐阜市の観光資源等のPRという目的に絞った効果測定の方法を検討したが、この事業は観光と健康づくりの目的を含むものであり、保健衛生部が実施する事業として健康づくり啓発という目的を外すことは困難である。	×	保健衛生部	健康増進課	49

15 市民スポーツ・レクリエーション活動推進事業開催負担金

(1) 効果・経済性

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 「軽スポーツの啓発・普及促進」という目的に即した適切な成果指標により効果測定をした上で、事業を実施することによって市が所期する目的がどれだけ達成されるのか、費用対効果は適切といえるのか、少しでも参加料を徴収したり、民間からの協賛金を得たりする等により負担額を減らすことはできないのか、種々の点から、本負担金の在り方を見直すべきである。	費用対効果について、経済効果、健康増進(医療費削減)効果、幸福度、生きがいなど、副次的効果も多岐にわたっている。また、スポーツ振興の代表的尺度であるスポーツ実施率の向上に関し、単独事業の効果を測ることは困難だが、イベントの参加人数は成果指標の1つとして妥当性があると考えられる。 健幸エンジョイ・スポーツDAY、やまなみジョギング・ウォーキング大会は廃止し、天候や感染症等の流行に左右されず、多くの市民が気軽に参加できるオンラインイベントや他のウォーキング、マラソン大会への参加を促進する。また、岐阜市レクリエーション協会等と連携し、気軽にできる軽スポーツやレクリエーション活動の推進に注力することで、負担金の在り方を見直し、事業経費を削減する。 なお、スポーツ・レクリエーション祭は各大会を所管する協会が参加料を徴収している。	○	ぎふ魅力づくり推進部	市民スポーツ課	56

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対象	岐阜市の補助金、負担金及び交付金	結果欄の記載方法 ○、△、×のいずれかを記入 ○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの △:検討中 検討中のもの ×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの
監査実施年度	令和2年度	
提出日(最新提出日)	令和4年3月31日	
監査委員公表日	令和4年6月3日	

令和3年度末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検討中	未実施決定済	合計
229	54	42	325

16 岐阜市民文化祭岐阜市美術展覧会開催負担金

(2) 効果・経済性

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
<p>【意見】 美術展覧会において新規の応募者は増加しているのか、美術展覧会により美術に対する市民の関心度が高まっているかどうか、市内において美術が広まっているかどうかという指標で事業評価した上で、費用対効果が適切なものとなるよう、入場料の獲得、出品料の引上げ、広告収入の増加、賞金や謝金の減少、委託料の削減等により負担金額を減らすことに向けた努力をすることが望ましい。</p>	<p>美術に対する市民の関心度については、「岐阜市の文化芸術に関する市民意識調査」にて「美術」に関連する調査を実施しているため、これらの指標を参考に事業評価を行う。 新型コロナウイルス感染症の影響により展覧会の開催ができていないため、新規応募者数の把握はできていないが、今後は把握可能な体制を構築済みであり、今後指標に追加する。 市民が出品した作品を鑑賞する市民展の特性上、入場料の徴収は行わないが、出品数増加に向けた取組や企業広告により収入増を図るほか、業務の効率化と委託などの見直し(DX推進、配布教見直しによる印刷費縮減など)により経費の縮減に努めることとした。</p>	○	ぎふ魅力づくり推進部	文化芸術課	57

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対象	岐阜市の補助金、負担金及び交付金	結果欄の記載方法
監査実施年度	令和2年度	○、△、×のいずれかを記入
提出日(最新提出日)	令和4年3月31日	○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの
監査委員公表日	令和4年6月3日	△:検討中 検討中のもの
		×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

令和3年度末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検討中	未実施決定済	合計
229	54	42	325

17 岐阜市民文化祭岐阜市民芸術祭開催負担金

(2) 効果・経済性

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
<p>【意見】 文芸祭において新規の応募者は増加しているのか、文芸祭により文芸に対する市民の関心度が高まっているかどうか、市内において文芸が広がっているかどうかという指標で事業評価した上で、費用対効果が適切なものとなるよう、出品料や入場料の獲得、作品集頒布料金の引上げ、賞金や謝金の減少、委託料の削減等により負担金額を減らすことに向けた努力をすることが望ましい。</p>	<p>文芸に対する市民の関心度については、「岐阜市の文化芸術に関する市民意識調査」にて「文芸」に関連する調査を実施しているため、これらの指標を参考に事業評価を行う。また、新規応募者数を把握可能な体制を構築済みであり、今後指標に追加する。 広く市民が文学の創作に親しむことを開催目的とするため、出品料は無料のまま継続し、作品集の頒布に注力する。また、業務の効率化と委託などの見直し(DX推進、配布数見直しによる印刷費削減など)により経費の削減に努めることとした。 なお、当該事業に関して賞金は出していないことを申し添える。</p>	○	ぎふ魅力づくり推進部	文化芸術課	59

18 岐阜市民文化祭岐阜市民芸術祭開催負担金

(2) 効果・経済性

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
<p>【意見】 芸術祭において新規に演じる団体は増加しているのか、芸術祭により各々の舞台芸術に対する市民の関心度が高まっているかどうか、市内において各々の舞台芸術が広がっているかどうかという指標で事業評価した上で、費用対効果が適切なものとなるよう、チケット代金や参加者負担金の引上げ、経費の削減等により負担金額を減らすことに向けた努力をすることが望ましい。</p>	<p>舞台芸術に対する市民の関心度については、「岐阜市の文化芸術に関する市民意識調査」にて「音楽」、「演劇、踊り」に関連する調査を実施しているため、これらの指標を参考に事業評価を行う。新規団体については、指導者や流派ごとに団体が形成される場合もあり、団体数の増減で一律に評価することは難しく、指標としては馴染まない。 負担金額の減少については、1人当たりのチケット代や参加者負担金を増やすことは客離れ、参加者離れに直結し、本事業の目的に逆行するため、子どもたちに芸術体験機会を提供するなど、芸術を支える人材育成、裾野を増やす取組を進めることで、費用対効果を高める。</p>	○	ぎふ魅力づくり推進部	文化芸術課	61

20 岐阜文化再発見～市民協働による民話ライブ～開催負担金

(2) 効果・経済性

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
<p>【指摘】 民話に対する市民の関心度が高まっているかどうか、市内において民話が広がっているかどうか、地域文化に関する関心が深まっているかどうかという指標で事業評価した上で、事業を実施することによって市が所期する目的がどれだけ達成されるのか、費用対効果は適切といえるのか、少しでも参加料を徴収したり、民間からの協賛金を得たりする等により負担金の削減を図ることはできないのか、種々の点から、本負担金の在り方を見直すべきである。</p>	<p>「岐阜市の文化芸術に関する市民意識調査」にて、伝統的建造物・文化財に関連する調査を実施しているため、これらの指標を参考に事業評価を行う。 また、市民の関心度、市内における民話の広がり等、費用対効果を測る指標として、参加者アンケートで「初めて参加したかどうか」を尋ね、その割合が50%を上回るよう、実施方法や広報手段の改善を検討する。 一方、アーカイブ化や他事業とのコラボを図るなどして、事業成果の享受者や参加者拡充、経費削減に努め、費用対効果をあげる取り組みを行う。なお、参加料の徴収は、新たな経費が発生するほか、気軽に文化芸術にふれるという事業趣旨にそぐわず、また動画の無料配信と相反することになるため、実施しない。</p>	△	ぎふ魅力づくり推進部	文化芸術課	65

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対象	岐阜市の補助金、負担金及び交付金	結果欄の記載方法
監査実施年度	令和2年度	○、△、×のいずれかを記入
提出日(最新提出日)	令和4年3月31日	○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの
監査委員公表日	令和4年6月3日	△:検 討 中 検 討 中 の も の
		×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

令和3年度末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検 討 中	未実施決定済	合 計
229	54	42	325

21 さんぽde野外ライブ負担金

(1) 公益性、効果・経済性

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
<p>【意見】 音楽に対する市民の関心度が高まっているかどうか、市内において音楽が広まっているかどうかという指標で事業評価した上で、文化の振興という公益性が認められるのか、事業を実施することによって市が所期する目的がどれだけ達成されるのか、費用対効果は適切といえるのか、少しでも出演者から費用を徴収したり、民間からの協賛金を得たりする等により負担金の削減を図ることはできないのか、種々の点から、本負担金の在り方を見直すことが望ましい。</p>	<p>令和4年度より、参加者アンケートを実施するなどして音楽活動の広がりを確認し、事業評価の指標に加えるようにする。 新型コロナウイルス感染症の影響により、経済的に苦しい状況にある人が増えているといわれる状況において、市民が気軽に音楽にふれる機会を創出することは、市の文化芸術振興において重要であるため、参加者からの費用徴収は行わないものの、事業経費の縮減に努めるほか、民間企業等への協賛金の案内方法など、改善方法の検討を進め、年度終了後の残額戻入を行う。</p>	○	ぎふ魅力づくり推進部	文化芸術課	67

第2 外郭団体

26 岐阜市シルバー人材センター補助金

(2) 補助の見直し

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
<p>【指摘】 漫然と「団体育成」補助金として支出し続けることは改め、事業補助に切り替えるべきである。</p>	<p>令和4年度から事業補助に切り替える。</p>	○	経済部	労働雇用課	75

27 岐阜市社会福祉協議会運営費補助金

(1) 補助金の算定

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
<p>【指摘】 現状の算定方法は誤っていることになるため、実支給額が基準額を上回っている職員については、基準額を適用すべきである。</p>	<p>要綱を改正し、補助金を算定する際、基準額と実支給額のそれぞれの合計の比較において判断する旨が読み取ることのできる記載に変更した。</p>	○	福祉部	福祉政策課	76

(2) 補助の見直し

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
<p>【指摘】 事業補助に切り替えるべきである。そして、交付目的と補助の必要性を吟味した上で、それを踏まえた補助対象事業、補助対象経費、一定の補助率、補助上限額を具体的に設定し、市社協の収支や財産状況に照らして補助の必要のある額を交付するようにすべきである。</p>	<p>社会福祉協議会は、社会福祉法に「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置づけられ、都道府県、市町村に設置されており、地域住民や社会福祉関係者の参加により、地域福祉推進の中核としての役割を担った極めて公益性が高い団体である。本市の主要な施策を行うためには、重要な団体であるため、今後も事業補助に切り替えるべきではなく、団体育成補助として行っていく。また、引き続き、補助金等見直し基準チェックシートに基づいて、事業評価を実施していく。</p>	×	福祉部	福祉政策課	77

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対象	岐阜市の補助金、負担金及び交付金	結果欄の記載方法
監査実施年度	令和2年度	○、△、×のいずれかを記入
提出日(最新提出日)	令和4年3月31日	○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの
監査委員公表日	令和4年6月3日	△:検 討 中 検 討 中 の も の
		×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

令和3年度末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検 討 中	未実施決定済	合計
229	54	42	325

28 岐阜市学校給食会運営費補助金

(1) 補助金の額

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
<p>【指摘】 補助目的を踏まえた費用対効果を検証し、その検証結果に基づき補助効果が高いと判断できるかどうか、その効果の程度を評価し、現在の補助金額の妥当性を判断し、その過程を記録に残すべきである。</p>	<p>学校給食会による給食物資の一括購入は、学校間での給食の質を均一化するとともに、食材を学校毎に単独購入するより効率的かつ経済的であることから、これを実施するための学校給食会への補助は必要だと判断している。また、補助金額については、市の予算の範囲内において設定しているが、他都市の状況も調査し、引き続き検討をしていく。</p>	△	教育委員会	(学校保健課) 学校給食課	79

29 岐阜観光コンベンション協会運営負担金

(2) 事業評価

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
<p>【意見】 利用者に対するアンケート調査や車両ナンバー確認の結果等、観光振興により市民以外の人の利用や訪問が増加したかどうかを判断できる指標を用いることが望ましい。</p>	<p>長良川温泉旅館宿泊者数(県外)のデータを用い、県外宿泊者の増加数が分かるように指標を設定した。</p>	○	ぎふ魅力づくり推進部	観光コンベンション課	83
<p>【意見】 観光振興の目的に即し、市民以外の認識ではなく、市民の認識や市の状況に基づいた指標を用いることが望ましい。</p>	<p>最終アウトカム指標を見直し、市の状況に基づいた指標(観光客数、宿泊者数)によりアウトカムを測ることとした。</p>	○	ぎふ魅力づくり推進部	観光コンベンション課	83

(3) 見直し

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
<p>【指摘】 事業補助の補助金に切り替え、「岐阜市観光事業補助金交付要綱」を根拠にすべきである。もし、協会の運営費の一部を負担する必要性及び相当性を吟味した上で、必要性及び相当性が認められ、現状の負担金という形で継続するのであれば、これまでの経緯を取っ払ったゼロベースで、負担金額を決定するとともに、一定割合の負担率等を定めた負担金の根拠規程を設けるべきである。</p>	<p>協会実施事業を洗い出した上で、その必要性、相当性を精査したが、負担金拠出とするか事業補助とするかの方向性は引き続き検討することとした。</p>	△	ぎふ魅力づくり推進部	観光コンベンション課	84
<p>【意見】 補助金に移行するにしても、負担金額を見直すとしても、協会の行う事業、市が行う事業、双方の内容と公益性・必要性・有効性等を洗い出すとともに、他の観光振興に関連する補助金・負担金と同時並行的に検討して、重複の解消、効率化、有効化を図る等、前年踏襲的に観光振興事業を行うのではなく、市民のために本当に必要なものとなるよう、事業の改廃・統合を検討することが望ましい。</p>	<p>令和4年度予算作成時に、協会実施事業を洗い出した上で、市の行う事業との重複、効率性、有効性等を検討し、費用対効果の低いと思われる観覧船民間活用事業を削減したり、新型コロナウイルスにかかる経済対策事業を手厚くするなど、予算計上に反映した。</p>	○	ぎふ魅力づくり推進部	観光コンベンション課	84

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対象	岐阜市の補助金、負担金及び交付金	結果欄の記載方法
監査実施年度	令和2年度	○、△、×のいずれかを記入
提出日(最新提出日)	令和4年3月31日	○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの
監査委員公表日	令和4年6月3日	△:検 討 中 検 討 中 の も の
		×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したものと

令和3年度末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検 討 中	未実施決定済	合計
229	54	42	325

30 外国人のための日本語講座補助金

(1) 交付目的

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 補助金を交付する目的を正しく設定した上で、交付要綱に記載すべきである。	補助金を交付する目的を正しく設定し、交付要綱に記載した。	○	ぎふ魅力づくり推進部	国際課	86

(2) 補助金交付対象団体

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 交付要綱において、公益財団法人岐阜市国際交流協会の実施する日本語講座のみを補助することの必要性、合理性が明らかとなるような記載をすべきである。	交付要綱を改正し、公益財団法人岐阜市国際交流協会の実施する日本語講座のみを対象とする規定から、補助対象者の要件を列挙し、その要件に該当する団体であれば、補助が受けられる規定に改めた。	○	ぎふ魅力づくり推進部	国際課	87

(3) 補助対象経費

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 補助対象経費を具体的に定めた上で、交付要綱に記載すべきである。	補助対象経費については、交付要綱を改正し、個別具体的な費用を定めた。	○	ぎふ魅力づくり推進部	国際課	87

(6) 必要性、効果・経済性

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 交付目的の正しい設定、同法人の実施する日本語講座事業のみを補助する必要性、合理性を明らかにした上で、同法人の実施する日本語講座の規模や内容、講師賃金や受講料の額の妥当性を検討するとともに、市が補助しなければ同法人が事業を実施できないのかどうかを検討し、それらの検討結果に基づいて、本補助金を継続する公益上の必要性があるといえるのか見直しを行い、その結果を書面で明らかにすべきである。	交付目的を正しく設定し、補助対象者の要件を定めるとともに、具体的な補助対象経費を記載するなどの交付要綱を改正した。また、現在補助をしている日本語講座の規模や内容、講師賃金や受講料の額の妥当性を検討し、本補助金を継続する公益上の必要性があることを書面で明らかにした。	○	ぎふ魅力づくり推進部	国際課	89

第4 政務活動費・職員互助会

36 政務活動費

(2) 図書・備品台帳

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【意見】 購入に対する自律的な判断を促し、また、耐用年数内に備品を購入したかどうかの確認を促すため、図書・備品台帳を報告書類に含めることが望ましい。	各会派幹事長会議において提案し、協議いただいた結果、報告書類ではなく従前通り提示書類とすることが確認された。	×	議会事務局	議会総務課	109

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対象	岐阜市の補助金、負担金及び交付金	結果欄の記載方法 ○、△、×のいずれかを記入 ○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの △:検討中 検討中のもの ×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの
監査実施年度	令和2年度	
提出日(最新提出日)	令和4年3月31日	
監査委員公表日	令和4年6月3日	

令和3年度末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検討中	未実施決定済	合計
229	54	42	325

37 岐阜市職員互助会助成金

(1) 根拠規定

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 本補助金の交付要綱を設けるべきである。	助成金の趣旨や他都市の状況等により、令和4年度以降の支出における予算科目を負担金に分類し、岐阜市補助金等ガイドラインで定めた加入団体負担金の支出ルールに沿った交付手続きをすることとした。	×	行政部	職員厚生課	109

(2) 補助対象事業

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 具体的な補助対象事業、補助対象経費、補助率、補助の上限を定めるべきである。	上記(1)に合わせ、実施しない。	×	行政部	職員厚生課	111

(3) 実績報告

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 交付要綱で定めるまでは、補助金等交付規則に従った手続をとるべきである。実績報告を求め、使用実績が補助目的に合致しているか、補助対象事業以外に使用されていないかを確認すべきである。	上記(1)に合わせ、実施しない。	×	行政部	職員厚生課	113

(4) 余剰金の返還

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 補助金の余剰金があれば返還させるべきである。	上記(1)に合わせ、実施しない。	×	行政部	職員厚生課	113

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対象	岐阜市の補助金、負担金及び交付金	結果欄の記載方法
監査実施年度	令和2年度	○、△、×のいずれかを記入
提出日(最新提出日)	令和4年3月31日	○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの
監査委員公表日	令和4年6月3日	△:検 討 中 検 討 中 の も の
		×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

令和3年度末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検 討 中	未実施決定済	合計
229	54	42	325

第6 地域

41 自治会連合会運営費補助金

(1) 交付目的の設定

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 交付要綱において、交付目的として、健全な運営を図ることによって何を目的としているのかを定めるべきである。	より明確な目的を記載し、要綱改正をした。	○	市民協働推進部	市民活動交流センター	118

(2) 他の補助金との整合性

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 補助金・負担金の交付先から提出される収支決算書が正確なものであるかを確認すべきである。	必要に応じ収支決算書について関係部局と情報共有し、確認することとした。	○	都市防災部	都市防災政策課	118

(3) 補助の見直し

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 補助金として維持するのであれば、団体の運営補助ではなく事業補助に切り替えるべきであると言わざるを得ない。そして、補助金の額を世帯数により機械的に算定するのではなく、交付要綱において、具体的な補助対象事業を定め、補助対象事業毎に補助対象経費を具体的に定め、一定の補助率と補助上限額を具体的に設定すべきであると言わざるを得ない。世帯数により機械的に算定した額を交付し、補助対象事業や補助対象経費を具体的に定めないのであれば、もはや補助金として維持することはできないので、負担金又は交付金に変更すべきである。負担金又は交付金に変更したとしても、均等割の金額及び世帯割の母数の金額について、公金の適切な支出であると市民に説明できるよう、毎年度、検証した過程及び当該金額の必要性や有効性が認められる根拠が明らかになるような書面を作成しておくべきである。	自治会は、住民自治基本条例で位置付けがなされ、また条例で岐阜市が支援することが規定されており、地域における課題の解決や安全・安心な環境を築く重要な役割を担っており、自治会により組織される自治会連合会は極めて公益性が高い団体である。本市の主要な施策を進めるためには、重要な団体であるので、今後も事業補助に切り替えるべきではなく、団体育成補助として行っていく。	×	市民協働推進部	市民活動交流センター	121

42 地区敬老会運営費補助金

(1) 補助対象経費

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 交付要綱において、補助対象経費を個別具体的に定めるべきである。なお、飲食費は、受益者負担とし、補助対象経費から除くべきである。	中核市を対象に敬老会の実施状況及び補助事業について調査した結果をもとに、今後、地区敬老会の在り方について研究していく予定である。	△	福祉部	高齢福祉課	123

(2) 補助金の額

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 補助対象事業を地区敬老会の開催として補助金を交付するのであれば、各自治会の対象者の数を基に一律に補助金を算出するのではなく、出席者数を見込んだ敬老会の開催に要する費用を積算させた予算書に基づき、補助対象経費の該当性を審査し、補助金の額を算定すべきである。	中核市を対象に敬老会の実施状況及び補助事業について調査した結果をもとに、今後、地区敬老会の在り方について研究していく予定である。	△	福祉部	高齢福祉課	123
【意見】 高齢者に対して敬意を表して、その長寿を祝福することの意義は否定しないが、それを地区敬老会の開催によって達成しようとするのか、祝いの品を贈呈によって達成しようとするのか、その他の方法によって達成しようとするのか、その手段に対して公金から補助金を支出する公益上の必要性はあるのか、目的達成のための手段の在り方について再考することが望ましい。	中核市を対象に敬老会の実施状況及び補助事業について調査した結果をもとに、今後、地区敬老会の在り方について研究していく予定である。	△	福祉部	高齢福祉課	123

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対象	岐阜市の補助金、負担金及び交付金	結果欄の記載方法
監査実施年度	令和2年度	○、△、×のいずれかを記入
提出日(最新提出日)	令和4年3月31日	○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの
監査委員公表日	令和4年6月3日	△:検 討 中 検 討 中 の も の
		×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

令和3年度末時点の措置状況 (既に措置済みのもも含む)

措置済	検 討 中	未実施決定済	合計
229	54	42	325

44 都市美化推進事業補助金

(1) 補助金の額

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 世帯数に応じた額を交付するのではなく、交付要綱において、「市民の手による美しく明るいまちづくりを実現する」という交付目的を達成するために必要かつ有効な補助対象事業を具体的に定め、補助対象事業毎に補助対象経費を具体的に定めるべきである。	交付要綱を改正し、補助対象事業及び補助対象経費を具体的に定めた。	○	環境部	低炭素・資源循環課	131

(2) 会計の混同

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【意見】 都市美化連絡協議会各支部の自治会連合会への統合等、自治会連合会の経理・報告事務の負担軽減を検討することが望ましい。	岐阜市都市美化推進連絡協議会は、地域の都市美化に係る活動を担う団体として、地域の諸団体とともに活動を進めている。自治会連合会の活動を所管する部署からは、自治会連合会から補助金事務が特に負担であるとの意見は寄せられていないことを確認した。今後、必要に応じて、自治会連合会の意見を伺っていく。	△	環境部	低炭素・資源循環課	132

45 自主防災組織強化対策補助金

(2) 補助対象事業(自主防災隊(団))

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【意見】 交付要綱の補助対象事業と決算書とは整合するようにさせることが望ましい。	事業内容を検討し、補助対象事業に対応する事業費支出内訳様式とした。	○	都市防災部	都市防災政策課	135

(3) 補助対象経費(岐阜市自主防災組織連絡協議会)

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 交付要綱において、補助対象経費を具体的に定めるべきである。	補助対象経費を要綱上明示するよう改正を検討中。今後補助対象者の意見を聴取し、意見を踏まえ引き続き改正を検討する。	△	都市防災部	都市防災政策課	136
【指摘】 支出の明細内訳を提出させ、補助対象経費とするかどうかの審査をした上で、交付すべきである。	下記(5)のなかで合わせて検討中である。	△	都市防災部	都市防災政策課	136

(5) 補助の見直し

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 事業補助に切り替えるべきである。そして、補助金の額を根拠のない固定額と世帯数により機械的に算定するのではなく、交付要綱において、交付目的と補助の必要性に即した具体的な補助対象事業と補助対象経費を定め、一定の補助率と補助上限額を具体的に設定した上で、各自自主防災隊(団)及び岐阜市自主防災組織連絡協議会から、補助対象事業に必要な額を積算した予算書を提出させ、補助の必要のある額を交付するようにすべきである。	令和3年8月に他市の状況に関する調査を実施した。自主防災隊の事業を実施するうえで補助の在り方が重要となるため、補助対象者の意見を踏まえ引き続き検討する。	△	都市防災部	都市防災政策課	137

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対象	岐阜市の補助金、負担金及び交付金	結果欄の記載方法
監査実施年度	令和2年度	○、△、×のいずれかを記入
提出日(最新提出日)	令和4年3月31日	○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの
監査委員公表日	令和4年6月3日	△:検 討 中 検 討 中 の も の
		×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したのもの

令和3年度末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検 討 中	未実施決定済	合計
229	54	42	325

47 交通安全活動推進団体補助金

(1) 補助対象団体

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 交通安全意識の高揚及び啓発を主たる目的とする団体は、上記5団体に限られない。あらかじめ限定した補助対象団体に補助金を交付することが説明可能な交付目的を交付要綱に設定すべきである。	要綱を改正し、補助対象団体を限定した目的を記載した。	○	市民生活部	地域安全推進課	141

(2) 補助対象事業及び補助対象経費

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 交通安全協会に対する補助金について、交付要綱において、各支部の行う事業の中の具体的な補助対象事業及び各支部の支出する経費の中の具体的な補助対象経費を定めるべきである。	要綱を改正し、補助対象事業及び経費を記載した。	○	市民生活部	地域安全推進課	142
【指摘】 岐阜市交通安全女性連絡協議会に対する補助金について、交付要綱において、各地区の行う事業も含め、具体的な補助対象事業及び補助対象経費を定めるべきである。	要綱を改正し、補助対象事業及び経費を記載した。	○	市民生活部	地域安全推進課	142

48 消防関係補助金

(1) 補助対象団体

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 あらかじめ限定した補助対象団体に補助金を交付することが説明可能な交付目的を交付要綱に設定すべきである。	補助金から負担金に切り替えることを検討した結果、女性防火クラブ・少年消防クラブは任意団体であることから、負担金ではなく、補助金の交付が妥当であると判断した。「岐阜市補助金等ガイドライン」に基づいて交付要綱を整備し、交付目的を設定する予定である。	○	消防本部	予防課	146

(2) 補助対象事業

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 交付要綱で具体的な補助対象事業を設定すべきである。	「岐阜市補助金等ガイドライン」に基づき、交付要綱で補助対象事業を設定する予定である。	○	消防本部	予防課	146

(3) 補助対象経費及び補助金の額

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 交付要綱で具体的な補助対象経費を設定すべきである。	「岐阜市補助金等ガイドライン」に基づき、交付要綱で補助対象経費を設定する予定である。	○	消防本部	予防課	147

(4) 実績報告

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 具体的な補助対象事業及び補助対象経費を設定した上で、実績報告において、個別の支出の内訳を決算書に記載しないし添付させ、補助対象事業及び補助対象経費の該当性及びその適否の判断をすべきである。	交付要綱の整備後は実績報告において、個別の支出の内訳を決算書に添付させ、補助対象事業及び補助対象経費の該当性及びその適否の判断をする。	○	消防本部	予防課	147

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対象	岐阜市の補助金、負担金及び交付金	結果欄の記載方法
監査実施年度	令和2年度	○、△、×のいずれかを記入
提出日(最新提出日)	令和4年3月31日	○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの
監査委員公表日	令和4年6月3日	△:検討中 検討中のもの
		×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

令和3年度末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検討中	未実施決定済	合計
229	54	42	325

(6) 補助の見直し

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
<p>【指摘】 運営費は会費で賄い、事業費を補助する事業補助に切り替えるか、自治会連合会と統合して一部門とするか、見直すべきである。</p>		○	消防本部	予防課	149
<p>【指摘】 事業補助に切り替えるべきである。そして、補助金の額をクラブ数によって機械的に算定するのではなく、交付目的と補助の必要性を吟味し、それを踏まえた補助対象事業、補助対象経費、一定の補助率、補助上限額を具体的に設定した上で、各々の収支や財産状況に照らして補助の必要のある額を交付するようにすべきである。</p>	<p>団体育成補助から事業補助に切り替え、補助対象事業、補助対象経費、補助率、補助上限額を交付要綱に設定する予定である。</p>	○	消防本部	予防課	149

49 消防団維持運営費負担金

(1) 負担金の算定

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
<p>【意見】 「消防団」に負担金を支出する根拠となり、かつ、負担金を支出する費目や上限等を定めた規定又は消防団との協約を定めることが望ましい。</p>	<p>消防団維持運営費負担金に関する交付要綱を定める。</p>	○	消防本部	消防総務課	150

50 消防団分団維持運営費負担金

(1) 負担金の額

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
<p>【意見】 「本部及び分団」に負担金を支出する根拠となり、かつ、負担金を支出する費目や上限等を定めた規定又は消防団との協約を定めることが望ましい。</p>	<p>消防団分団維持運営費負担金に関する交付要綱を定める。</p>	○	消防本部	消防総務課	150

51 地域力創生事業補助金

(2) 補助金の額

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
<p>【意見】 補助金として維持するのであれば、実施要綱において、補助金の額を、補助対象経費から負担金、協賛金その他の収入を除いた額を基準にして算定する定めを設けるべきであると言わざるを得ない。それがどうしても無理だというのであれば、もはや補助金として維持することはできないので、負担金又は交付金に変更することが望ましい。負担金又は交付金に変更したとしても、公金の適切な支出となるような制度及び手続にし、審査しなければならないことは言うまでもない。</p>	<p>地域活動は、住民福祉の向上を図る目的で、地域住民が協力して行うコミュニティ活動である。その活動は、地域の特性を生かした創意工夫によりさまざまな態様があり、また年間を通じて多様な活動が恒常的に展開される。 本補助金は、そうした社会的役割を担う地域コミュニティの維持及び活性化を含む地域活動全般に対する支援であり、意見の「補助対象経費から負担金、協賛金その他の収入を除いて補助金の額を算定する」趣旨にはなじまない。 負担金や交付金への見直しについては、将来的な都市内分権構想の推進とあわせて、全庁的・各分野にまたがる地域への補助金等の整理・一括化という方向性で検討するものである一方、都市内分権制度の進捗は、そこまでの成熟に至っておらず、検討時期を含め慎重に考えていく。</p>	×	市民協働推進部	市民活動交流センター	155

(3) 事業評価

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
<p>【意見】 本補助金の交付目的と補助対象事業に即して適切に評価することが望ましい。</p>	<p>本補助金は、地域のコミュニティの維持継続及び活動活性化を目的としているが、各地域の活動には個性があり、象徴となる活動も異なっている状況がある。 本補助金の趣旨を踏まえて、まちづくり協議会の事業計画記載の各事業が目的に適合しているか、要綱に定める支出科目を踏まえた適正な支出であるかについて適切に評価していく。</p>	○	市民協働推進部	市民活動交流センター	156

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対象	岐阜市の補助金、負担金及び交付金	結果欄の記載方法
監査実施年度	令和2年度	○、△、×のいずれかを記入
提出日(最新提出日)	令和4年3月31日	○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの
監査委員公表日	令和4年6月3日	△:検 討 中 検討中のもの
		×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

令和3年度末時点の措置状況 (既に措置済みのもも含む)

措置済	検 討 中	未実施決定済	合計
229	54	42	325

52 岐阜市青少年育成市民会議運営費補助金

(1) 補助の見直し

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 事業補助に切り替えるべきである。そして、交付要綱において、交付目的と補助の必要性に即した補助対象事業と補助対象経費を具体的に定め、一定の補助率と補助上限額を具体的に設定すべきである。	市主導で立ち上げた本団体は岐阜市の青少年健全育成において欠かすことのできない団体であり、補助金ではあるものの、負担金の性格が強いものである。そのため、負担金交付の検討を引き続き行っていく。	△	教育委員会	社会・青少年教育課	157

53 民生委員候補者推薦準備会補助金

(1) 補助対象経費

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 要綱において、補助対象経費を具体的に定めるべきである。	令和3年8月20日に要綱の改正を行い補助対象経費について具体的に明示を行った。	○	福祉部	福祉政策課	160

54 岐阜市民生委員児童委員協議会運営費補助金

(3) 補助の見直し

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 事業補助に切り替えるべきである。そして、交付要綱において、交付目的と補助の必要性に即した補助対象事業と補助対象経費を具体的に定め、一定の補助率と補助上限額を具体的に設定すべきである。	岐阜市民生委員・児童委員協議会は民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱された市内の民生委員が所属する唯一の団体であり、その時々々の社会問題の解決に向けた活動をしている極めて公益性が高い団体である。本市の地域福祉を推進する上においても必要となる重要な団体であり、国の非常勤特別職の地方公務員でボランティアという立場を踏まえると、事業補助に切り替えるべき団体であるとは言えない。 したがって団体育成補助として今後も助成することとする。	×	福祉部	福祉政策課	163

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対象	岐阜市の補助金、負担金及び交付金	結果欄の記載方法
監査実施年度	令和2年度	○、△、×のいずれかを記入
提出日(最新提出日)	令和4年3月31日	○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの
監査委員公表日	令和4年6月3日	△:検 討 中 検 討 中 の も の
		×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したものを

令和3年度末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検 討 中	未実施決定済	合計
229	54	42	325

55 岐阜市自治会連絡協議会運営補助金

(1) 補助対象経費

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 交付要綱において、補助対象経費として、例えば、「図書購入費」「印刷代」「事務用消耗品」といった個別具体的な費用を設定すべきである。	執行状況を把握し、具体的な費用について要領を作成することを含め検討していく。	△	市民協働推進部	市民活動交流センター	165
【意見】 昼食代を補助対象経費にしないことが望ましい。	引き続き検討していく。	△	市民協働推進部	市民活動交流センター	165

(2) 補助の見直し

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 団体の運営補助から事業補助に切り替えるべきである。交付要綱において、「住民自治組織及び市が連携し、市民との協働のまちづくりを推進する」という交付目的を達成するために必要かつ有効な補助対象事業を具体的に定め、補助対象事業毎に具体的な補助対象経費を定め、一定の補助率と補助上限額を具体的に設定すべきである。	自治会は、住民自治基本条例で位置付けがなされ、また条例で岐阜市が支援することが規定されており、地域における課題の解決や安全・安心な環境を築く重要な役割を担っており、自治会連合会の会長で組織されている岐阜市自治会連絡協議会は、極めて公益性が高い団体である。本市の主要な施策を行うためには、重要な団体であるため、今後も事業補助に切り替えるべきではなく、団体育成補助として行っていく。 また、具体的な費用については、要領等を作成することを含め検討していく。	×	市民協働推進部	市民活動交流センター	166

56 岐阜市公民館連絡協議会補助金

(1) 補助対象経費

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 交付要綱において、補助対象経費として、例えば、「図書購入費」「印刷代」「事務用消耗品」といった個別具体的な費用を設定すべきである。	補助金のあり方等も含め検討している。	△	市民協働推進部	市民活動交流センター	168

(2) 補助の見直し

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 団体の運営補助から事業補助に切り替えるべきである。そして、交付要綱において、公民館活動の振興という目的達成のために必要かつ有効な補助対象事業と、公民館職員の資質の向上という目的達成のために必要かつ有効な補助対象事業を明確に区別し、それぞれについて、具体的な事業を定め、補助対象事業毎に補助対象経費を具体的に定め、一定の補助率と補助上限額を具体的に設定すべきである。	負担金あるいは交付金それぞれの定義からすると、いずれにも適切に当てはまりにくい状況にあると考えていますが、負担金や交付金への変更も含めて検討していく。	△	市民協働推進部	市民活動交流センター	169

58 岐阜市防犯協会運営補助金

(1) 補助対象事業

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 交付要綱において具体的な補助対象事業を定めるべきである。	具体的な補助対象となる活動を定めた交付要綱に改正する。	○	市民生活部	地域安全推進課	171

(2) 補助対象経費

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 交付要綱において、事業費という漠然としたものではなく、個別具体的な補助対象経費を定めるべきである。	個別具体的な補助対象経費を定めた交付要綱に改正する。	○	市民生活部	地域安全推進課	172

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対象	岐阜市の補助金、負担金及び交付金	結果欄の記載方法
監査実施年度	令和2年度	○、△、×のいずれかを記入
提出日(最新提出日)	令和4年3月31日	○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの
監査委員公表日	令和4年6月3日	△:検 討 中 検討中のもの
		×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したものと

令和3年度末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検 討 中	未実施決定済	合計
229	54	42	325

(4) 平成23年度包括外部監査の措置状況

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 補助金の算定根拠を作成し、補助対象経費を明示した要綱を作成したとはいえず、毎年必要となる補助金額を算定できるようにはなっていない。措置状況報告は正確に行うべきである。	個別具体的な補助対象経費を定めた交付要綱に改正する。	○	市民生活部	地域安全推進課	173

(5) 補助の見直し

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 長期にわたる運営補助は、事業補助のみに切り替えるべきである。啓発物品の作成配布、防犯カメラ設置運営という自主事業に、上記のような人件費が必要なのかどうかの検証もすべきであるし、会費収入や寄附金等の収入を得る努力も促すべきである。	補助対象となる活動を明確化するとともに、補助対象経費について具体的に定めた交付要綱に改正する。	○	市民生活部	地域安全推進課	174

59 岐阜市まちづくりサポートセンター負担金

(1) 効果の検証

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 事業評価シートを作成し、負担金の必要性、効果を検証すべきである。	指摘を踏まえ、事業評価シートの案を作成した。今後、他事業と同様に対応していく。	○	市民協働推進部	市民活動交流センター	175

63 コミュニティ助成事業補助金

(1) 交付要綱

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【意見】 根拠に則った交付手続の適正さを担保するためにも、本補助金の交付要綱を作成することが望ましい。	本補助金は、一般財団法人自治総合センターがコミュニティ助成事業実施要綱の規定に基づき実施するコミュニティ助成事業に対し、各団体からの申請を受け、岐阜県を通じ申請し、一般財団法人自治総合センターが内容を審査し、交付決定するものであり、また岐阜市としては県への手続については、一般コミュニティ助成事業申請事務取扱要領、助成制度等の申請に係る事業選定マニュアルを定め運用しており、岐阜市補助金等交付規則と併せて、既に根拠に則った交付手続の適正さは担保されているものと考えられる。	×	市民協働推進部	市民活動交流センター	182

第7 教育・保育

66 岐阜市PTA連合会補助金

(3) 補助の見直し

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 事業補助に切り替えるべきである。そして、交付要綱において、交付目的と補助の必要性に即した補助対象事業、補助対象経費、一定の補助率、補助上限額を具体的に設定すべきである。	他都市照会を行いとりまとめ中である。今後、他都市の状況を参考にしながら、事業補助に切り替えるよう検討していく。	△	教育委員会	社会・青少年教育課	184

68 ふるさと大好き鶴岡事業補助金

(1) 補助金交付対象団体

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 各小学校鶴岡児童の会に補助金を交付するのであれば、「権利能力なき社団」として評価されるだけの実質を備えるようにすべきである。	令和4年度より、教育委員会から費用の一部を鶴岡観覧船事務所に直接支払う方法に改めた。	○	教育委員会	学校指導課	188

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対象	岐阜市の補助金、負担金及び交付金	結果欄の記載方法
監査実施年度	令和2年度	○、△、×のいずれかを記入
提出日(最新提出日)	令和4年3月31日	○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの
監査委員公表日	令和4年6月3日	△:検 討 中 検討中のもの
		×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

令和3年度末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検 討 中	未実施決定済	合計
229	54	42	325

(2) 効果・経済性

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 「小学生に鶴飼観覧を体験させる」という手段と「ふるさとを理解し、愛する心を養う」という交付目的に照らし、補助目的を踏まえた費用対効果を検証し、その検証結果に基づき補助効果が高いと判断できるかどうか、その効果の程度を評価し、現在の補助金の妥当性を判断し、その記録を残すべきである。	令和4年度より、教育委員会から費用の一部を鶴飼観覧船事務所に直接支払う方法に改めた。	×	教育委員会	学校指導課	189

70 岐阜市学校保健会補助金

(1) 補助対象事業及び補助対象経費

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 交付要綱において、具体的な補助対象事業及び補助対象経費を定めるべきである。	具体的な補助対象事業及び補助対象経費を定める交付要綱に改正した。	○	教育委員会	(学校保健課) 学校安全支援課	191

(4) 効果・経済性

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 補助目的を踏まえた費用対効果を検証し、その検証結果に基づき補助効果が高いと判断できるかどうか、その効果の程度を評価し、現在の補助金額の妥当性を判断し、その記録を残すべきである。	コロナ禍の影響で補助対象の活動が縮小し、正当な評価に時間を要するため、補助金額の妥当性を引き続き検討していく。	△	教育委員会	(学校保健課) 学校安全支援課	193

75 私立教育・保育施設補助金

(1) 補助対象事業

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 眼科及び耳鼻咽喉科検診、環境衛生検査費、腸管出血性大腸菌等対策費を補助対象事業としているのに、運営費としているのは不適當であり、個別の事業とするよう改めるべきである。	運営費補助事業の目的に、運営面での衛生管理の充実があり、要綱の中で整理していく。	△	子ども未来部	子ども保育課	203

76 私立小規模保育事業等補助金

(1) 補助対象事業

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 眼科及び耳鼻咽喉科検診等を補助対象事業としているのに、運営費としているのは不適當であり、個別の事業とするよう改めるべきである。	運営費補助事業の目的に、運営面での衛生管理の充実があり、要綱の中で整理していく。	△	子ども未来部	子ども保育課	206

77 保育士確保サポート奨励金

(1) 補助対象事業及び補助対象経費

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 補助の目的に沿った補助対象事業及び補助対象経費を設定すべきである。	私立保育園等の現状を考慮しながら、実態に即した補助要件となるよう要綱の中で整理していく。	△	子ども未来部	子ども保育課	207

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対象	岐阜市の補助金、負担金及び交付金	結果欄の記載方法 ○、△、×のいずれかを記入 ○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの △:検討中 検討中のもの ×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの
監査実施年度	令和2年度	
提出日(最新提出日)	令和4年3月31日	
監査委員公表日	令和4年6月3日	

令和3年度末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検討中	未実施決定済	合計
229	54	42	325

第8 任意団体・社団法人・財団法人等

83 母子家庭及び寡婦支援団体運営費補助金

(2) 補助対象事業及び補助対象経費

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 交付要綱において交付目的に沿った補助対象事業を具体的に定めるべきである。	補助対象事業を具体的に規定する要綱改正を行った。	○	子ども未来部	子ども支援課	220
【指摘】 支出の内訳について、詳細資料を作成・提出させるべきである。	補助対象経費を具体的に規定する要綱改正を行った。	○	子ども未来部	子ども支援課	220

84 文化団体補助金

(1) 補助金交付対象団体

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 補助金交付対象団体を限定すべき理由がなければ、公募すべきである。理由があるのであれば、あらかじめ限定した団体に補助金を交付することが説明可能な交付目的を交付要綱に設定すべきである。	補助対象団体を公募せず、説明可能な団体のみに補助するよう、現在交付している団体と協議し、順次整理していく。	△	ぎふ魅力づくり推進部	文化芸術課	222

(2) 補助対象経費

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 補助対象経費は、個別具体的な費用を設定すべきである。	事業補助に切り替えられるよう、補助対象経費を個別具体的に定めるほか、団体が対応できるか協議をしていく。	△	ぎふ魅力づくり推進部	文化芸術課	222

(3) 補助金額の決定

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 補助対象団体が得ている収入や財産状況を考慮して補助金の額を定めるべきである。	事業補助に切り替えられるよう、補助対象経費を個別具体的に定めるほか、団体が対応できるか協議をしていく。1団体に対する補助金の上限については、補助の必要のある額を交付するよう補助対象団体と協議していく。	△	ぎふ魅力づくり推進部	文化芸術課	223

(5) 補助の見直し

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 事業補助に切り替え、岐阜市文化団体補助金としての総額を予算額とし、交付要綱において、補助対象とする団体の数、補助対象事業、補助対象経費の範囲、補助対象経費に対する補助率、1団体に対する補助金の上限を具体的に設定し、補助の必要のある額を交付するようすべきである。	事業補助に切り替えられるよう、補助対象経費を個別具体的に定めるほか、団体が対応できるか協議をした。1団体に対する補助金の上限については、補助の必要のある額を交付するよう補助対象団体と協議した。引き続き、補助要綱見直しに向けて検討していく。	△	ぎふ魅力づくり推進部	文化芸術課	224

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対象	岐阜市の補助金、負担金及び交付金	結果欄の記載方法
監査実施年度	令和2年度	○、△、×のいずれかを記入
提出日(最新提出日)	令和4年3月31日	○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの
監査委員公表日	令和4年6月3日	△:検 討 中 検討中のもの
		×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したのもの

令和3年度末時点の措置状況 (既に措置済みのもも含む)

措置済	検 討 中	未実施決定済	合計
229	54	42	325

85 文化財関連団体補助金

(2) 補助対象経費

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 補助対象経費に該当する可能性のある費目については、内訳や詳細の分かる資料を作成・提出させて、確認すべきである。	補助対象経費について明確化するとともに、内訳や詳細の分かる裏付け資料等の提出を求めるとした。	○	ぎふ魅力づくり推進部	文化財保護課	226

(3) 余剰金の返還

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 補助金の余剰金があれば返還させるべきである。	補助対象経費を明確にした上で、対象事業にかかる補助金について余剰金が発生した場合は、市に返金を求める方向で検討を進めている。	△	ぎふ魅力づくり推進部	文化財保護課	227

(4) 交付目的と事業評価

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【意見】 交付目的に即した適切な成果指標によって事業評価をすることが望ましい。	事業評価のために設定した指標が妥当かどうか検討を継続する。	△	ぎふ魅力づくり推進部	文化財保護課	227

86 観光事業補助金

(1) 補助対象事業及び補助対象経費

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 補助対象事業及び補助対象経費を交付要綱において具体的に定めるべきである。	岐阜市観光事業補助金交付要綱の全部を改正することにより、補助対象経費を具体的に定めるとともに、補助対象事業についてもより明確に定めた。	○	ぎふ魅力づくり推進部	観光コンベンション課	233

(2) 補助金の額(岐阜市周辺観光タクシー運営協議会)

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 交付先から提出された事業内容及び経費の適否を検討し、補助金以外の収入がどの経費に充てられるべきかを検討し、その結果、補助金として支出する必要がある額を算定した過程を記録に残すべきである。	岐阜市観光事業補助金交付要綱の全部を改正するとともに、要綱の取扱いに関する内規の制定により、補助対象経費を具体的に定めた。今後は改正した要綱及び新たに制定した内規に従い補助金額を算定する。	○	ぎふ魅力づくり推進部	観光コンベンション課	234

(4) 効果・経済性(岐阜新聞社及び中日新聞社)

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 交付目的を具体的に定め、来場者数以外の指標により事業評価を行い、交付先の収支や財産状況も考慮し、補助の必要性が認められるかどうか、慎重に検討し、その過程を記録に残すべきである。	両社とも令和3年度は未実施、令和4年度も実施しないことが決定しており、令和5年度以降の新たな花火大会の在り方を検討している。そのなかで、従前と同様の事業体制になるのであれば指摘内容を踏まえた対応を取る。	○	ぎふ魅力づくり推進部	観光コンベンション課	235

87 青少年各種団体運営費補助金

(3) 補助の見直し(ガールスカウト岐阜市連絡協議会)

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 ガールスカウト岐阜市連絡協議会に対する補助金は事業補助に切り替えるべきである。そして、交付要綱において、交付目的と補助の必要性に即した補助対象事業を具体的に定めるべきである。	他都市照会を行いとりまとめ中である。今後、他都市の状況を参考にしながら、事業補助に切り替えるよう検討していく。	△	教育委員会	社会・青少年教育課	239

(4) 補助の見直し(一般社団法人岐阜青少年少女合唱団)

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 一般社団法人岐阜青少年少女合唱団に対する補助金は事業補助に切り替えるべきである。そして、交付要綱において、交付目的と補助の必要性に即した補助対象事業を具体的に定めるべきである。	他都市照会を行いとりまとめ中である。今後、他都市の状況を参考にしながら、事業補助に切り替えるよう検討していく。	△	教育委員会	社会・青少年教育課	241

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対象	岐阜市の補助金、負担金及び交付金	結果欄の記載方法 ○、△、×のいずれかを記入 ○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの △:検 討 中 検 討 中 の 物 ×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの
監査実施年度	令和2年度	
提出日(最新提出日)	令和4年3月31日	
監査委員公表日	令和4年6月3日	

令和3年度末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検 討 中	未実施決定済	合計
229	54	42	325

(5) 補助の見直し(岐阜ジュニア吹奏楽団)

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 岐阜ジュニア吹奏楽団に対する補助金は事業補助に切り替えるべきである。そして、交付要綱において、交付目的と補助の必要性に即した補助対象事業を具体的に定めるべきである。	他都市照会を行いとりまとめ中である。今後、他都市の状況を参考にしながら、事業補助に切り替えるよう検討していく。	△	教育委員会	社会・青少年教育課	241

(6) 補助の見直し(岐阜市バントワリング少年団育成連絡協議会)

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 岐阜市バントワリング少年団育成連絡協議会に対する補助金は事業補助に切り替えるべきである。そして、交付要綱において、交付目的と補助の必要性に即した補助対象事業を具体的に定めるべきである。	他都市照会を行いとりまとめ中である。今後、他都市の状況を参考にしながら、事業補助に切り替えるよう検討していく。	△	教育委員会	社会・青少年教育課	241

(7) 補助の見直し(岐阜市シニアリーダークラブ)

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 岐阜市シニアリーダークラブに対する補助金は事業補助に切り替えるべきである。そして、交付要綱において、交付目的と補助の必要性に即した補助対象事業を具体的に定めるべきである。	他都市照会を行いとりまとめ中である。今後、他都市の状況を参考にしながら、事業補助に切り替えるよう検討していく。	△	教育委員会	社会・青少年教育課	242

88 日本ボーイスカウト岐阜市協議会運営費補助金

(3) 補助の見直し

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 事業補助に切り替えるべきである。そして、交付要綱において、交付目的と補助の必要性に即した補助対象事業と補助対象経費を具体的に定め、一定の補助率と補助上限額を具体的に設定すべきである。	他都市照会を行いとりまとめ中である。今後、他都市の状況を参考にしながら、事業補助に切り替えるよう検討していく。	△	教育委員会	社会・青少年教育課	243

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対象	岐阜市の補助金、負担金及び交付金	結果欄の記載方法
監査実施年度	令和2年度	○、△、×のいずれかを記入
提出日(最新提出日)	令和4年3月31日	○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの
監査委員公表日	令和4年6月3日	△:検 討 中 検 討 中 の も の
		×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

令和3年度末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検 討 中	未実施決定済	合計
229	54	42	325

89 障害児・者団体運営費補助金

(1) 補助金交付対象団体

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 「障害児・者の福祉の増進を図る」という交付目的で「障害児・者の自立及び社会参加を促進する事業を実施する団体」に補助金を交付するという現在の交付要綱であれば、補助金交付対象団体を特定の団体に限定すべき理由が認められず、公募すべきと言わざるを得ないが、公募しないのであれば、「障害児・者の自立及び社会参加を促進する事業を実施する団体」という現在の交付要綱ではなく、当該団体の事業を補助する公益上の必要性が認められるような要綱を策定すべきである。	要綱の内容や関係団体の状況をあらためて検証した結果、公募の状態にあることが確認されたため、要綱改正の必要がなくなった。	○	福祉部	障がい福祉課	246

(2) 補助金の額(一般財団法人岐阜市身体障害者福祉協会)

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 補助金として維持するのであれば、収益事業における利益部分を差引いた額を基にして、補助金の額を決定すべきである。そうしないのであれば、補助金ではなく委託事業とすべきである。	指摘を踏まえ、補助金から委託事業への切り替えについては、今後の状況や経過を見ながら判断し検討していく。	△	福祉部	障がい福祉課	247

(4) 補助の見直し

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 事業補助に切り替えるべきである。そして、交付要綱において、交付目的と補助の必要性に即した具体的な補助対象事業及び個々の補助対象事業にかかる補助対象経費を定め、一定の補助率と補助上限額を具体的に設定すべきである。	交付要綱を運営費補助から事業補助に切り替えた。補助対象に関する規定については、現在の要綱の内容で既に具体的に設定されている状態にあることを確認した。	○	福祉部	障がい福祉課	249

91 保健医療関係団体補助金

(1) 補助金交付対象団体

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 補助金交付対象団体を公募すべきである。公募しないのであれば、「本市における保健及び医療の充実及び発展並びに市民の健康増進を図る」という現在の交付要綱ではなく、当該団体の事業を補助する公益上の必要性が認められるような要綱を策定すべきである。	別表に定めのある補助事業者は、それぞれの補助事業の内容を実施することのできる唯一の団体であるため、公募によることはできない。よって現行の要綱を改正する方向で検 討 中 である。	△	保健衛生部	保健医療課、保健衛生政策課、健康増進課、食品衛生課、地域保健課	256

(3) 補助金算定根拠

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 補助金の内容毎に補助金の算定根拠を作成すべきである。	補助金の算定根拠を作成するにあたり、各補助事業者が実施する補助事業の規模や岐阜市以外からの補助金の受け入れの有無などの背景を踏まえ、引き続き検討をする。	△	保健衛生部	保健医療課、保健衛生政策課、健康増進課、食品衛生課、地域保健課	258

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対象	岐阜市の補助金、負担金及び交付金	結果欄の記載方法
監査実施年度	令和2年度	○、△、×のいずれかを記入
提出日(最新提出日)	令和4年3月31日	○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの
監査委員公表日	令和4年6月3日	△:検 討 中 検討中のもの
		×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したのもの

令和3年度末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検 討 中	未実施決定済	合計
229	54	42	325

92 平和啓発推進補助金

(1) 補助金交付対象団体

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 交付対象団体を公募すべきである。公募しないのであれば、「岐阜市の平和に関する啓発活動の推進を図る」という現在の交付要綱ではなく、当該団体の事業を補助する公益上の必要性が認められるような要綱を策定すべきである。	当該団体の事業を補助する公益上の必要性が認められるよう要綱を改正した。	○	市民協働推進部	男女共生・生涯学習推進課	263

(3) 補助の見直し

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 団体の運営補助から事業補助に切り替えるべきである。そして、交付要綱において、岐阜市の平和に関する啓発活動を行うという交付目的を達成するために必要かつ有効といえる具体的な補助対象事業を定め、補助対象事業毎に具体的な補助対象経費を定め、一定の補助率と補助上限額を具体的に設定すべきである。	具体的な補助対象事業と補助対象経費を定め、一定の補助率と補助上限額を具体的に設定した要綱に改正した。	○	市民協働推進部	男女共生・生涯学習推進課	264

93 岐阜市遺族連合会運営費補助金

(1) 補助対象経費及び補助金の額

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 個別具体的な費用のわかる予算書や決算書を提出させるべきである。	岐阜市遺族会連合会と協議の結果、予算書及び決算書について、費目ごとに補助対象経費と補助対象外経費を分けて記載することとし、費目ごとに補助対象経費となるものを明確に分かるように変更した。	○	福祉部	福祉政策課	265

(3) 補助の見直し

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 事業補助に切り替えるべきである。交付目的と公益上の必要に照らして、補助対象事業、補助対象経費、一定の補助率、補助上限額を具体的に設定した上で、交付目的達成のために必要な事業を明確にさせ、当該事業の経費を補助する必要がある補助金を交付するようにすべきである。	岐阜市遺族会は、国の礎となられた戦没者等の英霊顕彰をはじめ、戦没者等の遺族の福祉の増進、慰藉救済等を実施している市内唯一の団体である。戦没者等の遺族の処遇改善をはじめとする各種施策については、恩給や特別弔慰金の支給などにあるように国が実施主体となっている極めて公益性の高い事業であり、同会活動については、本市の戦没者等の遺族援護を推進する上、必要なものである。したがって、団体育成補助として今後も助成するものとする。	×	福祉部	福祉政策課	266

94 勤労者福祉事業補助金

(1) 補助金交付対象団体

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 「勤労者の福祉の増進」という目的で補助金を交付するのであれば、補助金交付対象団体を見直すべきであるし、上記団体の事業に補助金を交付するのであれば、公益上の必要性が認められるかどうかを慎重に吟味した上で、適切な交付目的を設定すべきである。	令和3年度の補助金交付事務を通じ、補助金交付対象団体の事業内容や財務状況を調査した結果及び他都市の状況なども踏まえ、引き続き交付対象としての適性や適切な交付目的の設定について検討していく。	△	経済部	労働雇用課	267

(2) 補助対象事業及び補助対象経費

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【意見】 公正かつ有効な補助金の交付となるよう、補助対象事業を精査することが望ましい。	上記(1)にあわせ、必要に応じて精査を実施していく。	△	経済部	労働雇用課	268

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対象	岐阜市の補助金、負担金及び交付金	結果欄の記載方法
監査実施年度	令和2年度	○、△、×のいずれかを記入
提出日(最新提出日)	令和4年3月31日	○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの
監査委員公表日	令和4年6月3日	△:検 討 中 検 討 中 の も の
		×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したのもの

令和3年度末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検 討 中	未実施決定済	合計
229	54	42	325

95 人権推進事業補助金

(1) 交付目的と補助対象団体

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
<p>【指摘】 「人権の擁護及び人権啓発の推進」という交付目的を維持するのであれば、「法令に基づき人権推進事業を実施する団体」と限定した規定ではなく、広く「人権推進事業を実施する団体」と規定した上で、交付対象団体を公募すべきである。公募しないのであれば、交付要綱において、特定の団体に補助金を交付する必要性、合理性が明らかとなるような交付目的及び補助対象団体を定めるべきである。</p>	<p>交付対象団体を、現在の要綱より広く規定し公募するか否か、「人権推進事業を実施する団体」の要件を含め引き続き検討していく。仮に公募しないのであれば、特定の団体に補助金を交付する必要性及び相当性が明らかになるような交付目的及び補助対象団体を規定した要綱の改正を引き続き検討していく。</p>	△	市民協働推進部	人権啓発センター	270

(2) 補助対象経費

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
<p>【指摘】 交付要綱に、個別具体的な補助対象経費を定めるべきである。</p>	<p>個別具体的な補助対象経費を定めた要綱に改正した。</p>	○	市民協働推進部	人権啓発センター	270

(3) 補助金の額

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
<p>【意見】 交付要綱において、補助金の額を、補助対象経費から負担金、協賛金その他の収入を除いた額を基準にして算定する定めを設けることが望ましい。</p>	<p>交付団体の財政状況を踏まえ、現段階では要綱を改正しない。</p>	×	市民協働推進部	人権啓発センター	271

(4) 補助の見直し

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
<p>【指摘】 事業補助に切り替えるべきである。そして、人権の擁護及び人権啓発の推進という交付目的又は特定の団体に補助金を交付する目的に照らして、補助対象事業を個別具体的に定め、補助対象事業毎に個別具体的な補助対象経費を定め、補助上限額も具体的に設定した上で、必要のある補助金を交付するようにすべきである。</p>	<p>事業補助に切り替えて令和4年度当初予算に計上した。補助対象事業を、個別具体的に定め、補助対象事業毎に個別具体的な補助対象経費を定めた要綱に改正した。</p>	○	市民協働推進部	人権啓発センター	271

97 岐阜市読書サークル協議会補助金

(1) 補助対象事業

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
<p>【意見】 「市民の読書活動を推進する」という交付目的で、「読書サークル相互の連携協力の促進に関する事業」を補助対象事業とすることはやめることが望ましい。</p>	<p>内容を見直すことを検討中</p>	△	市民協働推進部	図書館	275

(2) 補助の見直し

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
<p>【意見】 「市民の読書活動を推進する」という目的のために、「各読書サークルの会員の集合体である任意団体」に対して公金である補助金を交付する公益上の必要性が認められるのか、市民に理解されるだけの合理的な説明を書面に残すことが望ましい。</p>	<p>事業の目的を達成するための交付方法等について検討中</p>	△	市民協働推進部	図書館	276
<p>【指摘】 ＜補助の見直し＞ 公益上の必要性が認められるとしても、団体の運営補助ではなく事業補助に切り替えるべきである。そして、交付要綱において、「市民の読書活動を推進する」という交付目的を達成する手段として必要かつ有効といえる補助対象事業を具体的に定め、補助対象事業毎に補助対象経費を具体的に定め、一定の補助率と補助上限額を具体的に設定すべきである。</p>	<p>事業の目的を達成するため、要綱の改正も含め、内容を見直すために検討中</p>	△	市民協働推進部	図書館	276

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対象	岐阜市の補助金、負担金及び交付金	結果欄の記載方法
監査実施年度	令和2年度	○、△、×のいずれかを記入
提出日(最新提出日)	令和4年3月31日	○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの
監査委員公表日	令和4年6月3日	△:検 討 中 検討中のもの
		×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

令和3年度末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検討中	未実施決定済	合計
229	54	42	325

98 岐阜市視聴覚教育連絡協議会補助金

(1) 補助対象事業

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 交付要綱において、交付目的に沿った補助対象事業及び補助対象経費を具体的に定めるべきである。	他都市照会を行いとりまとめ中である。引き続き補助対象事業の内容を検討していく。	△	教育委員会	社会・青少年教育課	277

(2) 補助の見直し

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 適切な成果指標によって事業評価を行うとともに、補助の目的と必要性に即した具体的な補助対象事業及び補助対象経費に対して補助の必要のある額を交付するように見直すべきである。	事業評価内の適切な成果指標について団体と相談しており、見直しを検討していく。	△	教育委員会	社会・青少年教育課	278

99 岐阜天文台天文教育振興補助金

(1) 実績報告

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 補助対象経費に該当する支出については、詳細な内訳を作成・提出させるべきである。天文教室の開催に関する費用を補助対象事業とする場合には、開催された天文教室毎の収支報告をさせるべきである。	令和3年4月に関係書類の現地調査を行い、問題がないことを確認した。なお、岐阜天文台天文教育振興補助金要綱は令和4年4月1日付けで廃止し、令和4年度以降は交付しない。	○	教育委員会	科学館	279

(2) 補助の見直し

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 補助の必要性を検討し、廃止も含めて見直すべきである。仮に、補助の必要性が認められるとしても、事業補助に切り替えるべきである。そして、交付要綱において、「市民を対象とする天文教育の振興」という交付目的のために必要な補助対象事業を具体的に定め、補助対象経費、一定の補助率、補助上限額を具体的に設定すべきである。天文教室に参加料等の収入がある場合には、同収入も考慮して補助金の額を算定すべきである。	岐阜天文台天文教育振興補助金要綱は令和4年4月1日付けで廃止し、令和4年度以降は交付しない。	○	教育委員会	科学館	280

第9 事業・個人

104 中小企業振興補助金

(1) 補助金交付対象団体

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 補助金交付対象団体を公募すべきである。	交付対象となる団体への補助金制度の周知方法について、効果的な方法を検討している。	△	経済部	商工課	288

(2) 事業評価(先進商店街視察)

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【意見】 視察がなされた結果、その報告書の提出を受けるだけでなく、視察の効果の検証を行うことが望ましい。	令和3年度は中止となり、令和4年度以降は廃止した。	×	経済部	商工課	292

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対象	岐阜市の補助金、負担金及び交付金	結果欄の記載方法
監査実施年度	令和2年度	○、△、×のいずれかを記入
提出日(最新提出日)	令和4年3月31日	○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの
監査委員公表日	令和4年6月3日	△:検 討 中 検討中のもの
		×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

令和3年度末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検討中	未実施決定済	合計
229	54	42	325

104 中小企業振興補助金

(3) 補助金の額(柳津町商工会)

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 事業内容、実際に要した経費、収支及び財産の状況等を考慮して、一定の補助率を定め、補助対象経費を積算して、補助する必要がある額を交付するようにすべきである。取扱要領の算定額を用いるのであれば、柳津町商工会については、基準額を見直すべきである。	柳津町商工会への補助金の会員1人当たりの補助額は、県内市町村の商工会の中でも2番目に低く、基準額についても妥当であると考えられる。	×	経済部	商工課	294

(4) 補助の見直し(柳津町商工会)

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 岐阜商工会議所と柳津町商工会の機能の違い等も考慮しながら、その援助割合に合理的な説明がつく程度の援助額となるようにすべきである。	商工会議所及び商工会への補助額について、近隣中核市に照会を行ったところ、会員1者あたりの補助額の平均は、商工会議所は約4,300円/者、商工会は約20,500円/者である。岐阜商工会議所3,922円/者、柳津町商工会は12,000円/者であり、妥当であると考えている。	×	経済部	商工課	294

105 農林水産関係振興補助金

(3) 補助の見直し

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 いずれの補助金も事業補助に切り替えるべきである。そして、交付要綱において、交付目的と補助の必要性に即して具体的な補助対象事業及び補助対象経費を定め、一定の補助率と補助上限額も具体的に設定すべきである。	全庁的に検討されている補助金の見直しの方針等を踏まえて、団体育成の必要性及び事業補助への切り替えについて検討していく。	△	経済部	農林課	297

112 家庭用燃料電池普及促進補助金

(2) アンケート、状況報告の活用

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【意見】 補助対象者へのアンケートを実施したり、状況報告を求めたりして、個別の補助事業の効果測定や今後の補助事業の形、新たな補助金制度検討への材料として活かすことが望ましい。	設備設置による効果や地球温暖化対策に関する意識、さらなる省エネ活動に必要と考える設備設置補助金制度などについて調査するため、アンケート内容を検討し、令和3年度実施する準備を進めていたところ、国の交付金を活用した、県の補助事業の新設が予定され、市の補助制度を変更する必要があることから、改めてアンケート内容を精査し、実施する準備を進めている。	○	環境部	低炭素・資源循環課	305

117 耐震シェルター等設置補助金

(1) 効率性

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【意見】 より効果的な補助金制度となるよう検討することが望ましい。	補助要件については、令和4年度以降の申請件数および他都市の制度を参考にしながら、現状を把握し引き続き検討していく。	△	まちづくり推進部	建築指導課	311

118 空き家改修費補助金

(1) 公平性

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【意見】 「空き家の流通及び活用を促進し、もって本市の定住人口の増加及び人口流出の抑制を図る」という目的をより達成できるよう、自己取得及び自己定住に限定する要綱の見直しを検討することが望ましい。	補助対象者に関する要綱の見直しについて、他都市の状況を踏まえて引き続き検討していく。	△	まちづくり推進部	空家対策課	312

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対象	岐阜市の補助金、負担金及び交付金	結果欄の記載方法 ○、△、×のいずれかを記入 ○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの △:検討中 検討中のもの ×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの
監査実施年度	令和2年度	
提出日(最新提出日)	令和4年3月31日	
監査委員公表日	令和4年6月3日	

令和3年度末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検討中	未実施決定済	合計
229	54	42	325

119 はじめての就職定住支援金

(1) 事後確認

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【意見】 事後取消し条項を、どの場面で適用するものとして設けているのか、予め検討しておくことが望ましい。	申請から2年以上経過した年度分について、追跡調査を行う。 なお、当該事業は令和3年度末で助成制度を廃止予定である。	○	まちづくり推進部	まちづくり推進政策課	313

120 中心市街地新築住宅取得助成金

(1) 公平性

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【意見】 交付目的達成のための手段として機能する補助金の制度に改めることが望ましい。	分譲マンション販売業者等に対するアンケート等により効果検証を行う予定である。	△	まちづくり推進部	まちづくり推進政策課	314

121 中心市街地活性化空き店舗活用事業補助金

(1) 経営相談の内実化

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【意見】 経営相談について、より有用なものとなるよう、更なる検証を行うことが望ましい。	事業開始前に適切な事業計画が策定できるよう、初年度の申請時に経営相談記録の提出を求めることとする。	○	経済部	商工課	315